

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成25年3月31日となっています。

そのため、有効期限を平成26年3月31日までとする新しい被保険者証への更新を次の日程のとおり行いますので、国民健康保険に加入している世帯の方は、今お使いの被保険者証をご持参のうえ更新においでください。

《国民健康保険被保険者証地区更新日程表》

実施月日	対象地区	時間	場所	
3月18日(月)	大谷	9:00～10:00	大谷公民館	
	岩本	10:30～11:30	岩本公民館	
	浦富	町・浜浦富	13:30～14:30	浦富保育所
		牧谷	15:00～16:00	牧谷公民館
3月19日(火)	蒲生	9:00～10:00	一寸法師の館	
	岩井	10:30～11:30	老人福祉センター	
	本庄	13:30～14:30	みなみ保育所	
	小田	15:00～16:00	小田地区基幹集落センター	
3月21日(木)	田後	9:00～10:00	田後コミュニティーセンター	
	網代	10:30～11:30	網代漁村センター	
	東	小羽尾・大羽尾	13:30～14:30	東漁村センター
		陸上	15:00～16:00	陸上公民館
3月22日(金)	浦富	駅前・相谷	13:30～15:00	役場 住民生活課

※当日に会場に来られない方は、3月25日(月)以降に役場 住民生活課で随時更新します。

※健康保険等に加入・扶養認定された方は、資格喪失の届けをしてください。

問い合わせ先 住民生活課 保険係 ☎73-1415

国民年金についての ご案内

3月末で退職される方は国民年金の手続きについてご存知でしょうか。退職される方、その配偶者についてのご案内です。

厚生年金に加入する際(就職する場合)は事業所や会社が手続きを行います。厚生年金から国民年金への切り替え(退職する場合)はご自身で手続きをしていただく必要があります。

●会社を退職したとき
届出をしないままですと、将来の年金額が少なくなったり、年金をもらえなかったりする場合があります。手続きは役場または年金事務所で行いますので忘れずに届出を行いまししょう。

●必要なもの: 印鑑、退職日のわかる証明書(退職証明書、離職票など)

●配偶者が退職して扶養でなくなる時
60歳になる前に、扶養者である配偶者が退職・65歳到達などにより、厚生年金・共済年金の資格を喪失したとき。

●必要なもの: 印鑑、扶養でなくなった証明書(配偶者の資格喪失証明書など)
なお、厚生・共済年金加入者の被扶養配偶者になるときは、勤務先へ届出を行ってください。

平成24年度国民年金保険料は月額14,980円、平成25年度は月額15,040円です。保険料の納付が困難な方は、免除が受けられる場合もありますので、ご相談ください。



問い合わせ先

役場住民生活課 保険係
☎73-1415
鳥取年金事務所
☎27-8311